あさひ園(保育部)の利用者負担額(保育料)について

各月初日の入所児童の属する 世帯の階層区分			徴収金基準額 (月額)								
階層			3歳未満児の場合 (0~2歳児クラス)			3歳児の場合 (3歳児クラス)			4・5歳児の場合 (4・5歳児クラス)		
区分	定	義	円 円			円			円		
区为				延長	短時間	標準時間	延長	短時間	標準時間	延長	短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単 給世帯を含む)及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国後の自立の支援に関する法律 による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	前年度市町村民税(9月以降 は当該年度市町村民税)が非 課税の世帯		6, 400	300	5, 800	0	200	0	0	200	0
3 – 1	前町(降年村が帯て所額該年村9は度民月当市税税あそ割次す帯市税以該町)世っののにる	24,300円未満									
3 - 2		24,300円以上	11, 500	600	10, 500	0	400	0	0	400	0
0 2		48,600円未満									
4-1		48,600円以上 72,800円未満 72,800円以上	22, 000	1,000	20,000	0	800	0	0	800	0
4-2		97,000円未満									
5 – 1		97,000円以上 133,000円未満 133,000円以上	37, 400	1, 700	34, 000	0	1, 100	0	0	1, 100	0
5 - 2		169,000円未満 169,000円以上									
6 – 1		235,000円未満	47, 300	2, 100	43, 000	0	1, 300	0	0	1,300	0
6-2		235,000円以上 301,000円未満									
7		301,000円以上 397,000円未満	53, 900	2, 400	49, 000	0	1, 400	0	0	1, 400	0
8		397,000円以上									

[※] 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。 第1子は全額負担となりますが、第2子は半額(徴収基準額×0.5)、第3子以降は無料(0円)となります。 ただし、第1子が範囲外(小1以上)になった場合、それまで第2子だったお子さんを第1子と数えます。

[※] 毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。